

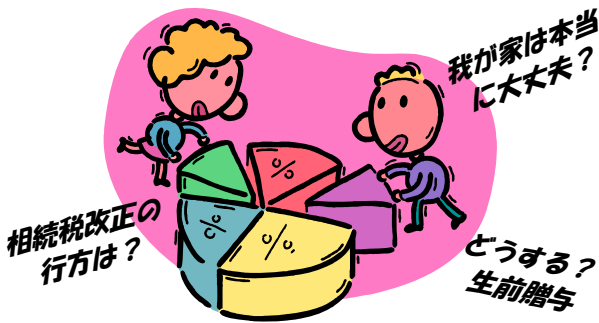
相続ドック NEWS RELEASE

2011.9

NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE

備えあれば憂いなし！相続対策のポイント

“争続”を防ぐ秘訣！
増税必至！相続税への対応は？
生前贈与もやり方次第



ようやく新首相が決まったものの、混迷を深める日本の経済情勢。自分の財産は自分で守る姿勢がますます重要になりそうです。将来の相続に備えた準備も始めましょう。

目指すは「円満相続」!

●相続対策の本当の意味!

『相続対策』と聞くと、「相続税の節税」を思い浮かべる方が多いのでは？

じつはこれは大きな間違い。「節税」は相続対策のほんの一端に過ぎません。相続対策の真の目的は、遺された家族が円満に、安心して生活できるよう“こころを配る!”こと。そのためには、下記の3つの観点から対策を進めることが大切です。

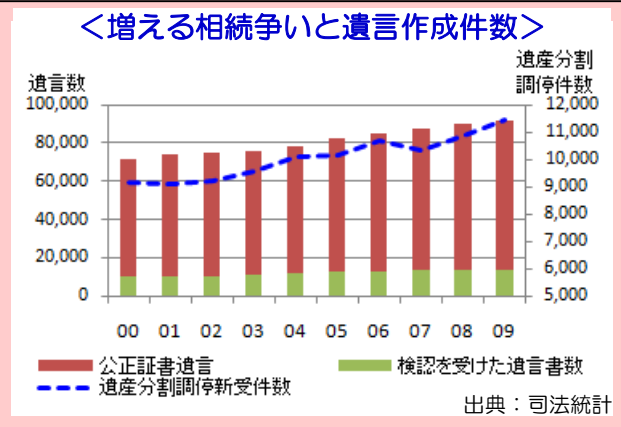
これが相続対策の3本柱!

- ★**モメない対策**
→ “争続”にならぬよう、分けやすく!
- ★**相続税節税対策**
→ 引き継ぐ人の相続税負担を軽くする!
- ★**納税・分与資金対策**
→ 納税資金など“オカネ”で苦労させない!

●「我が家は大丈夫」は幻想!?

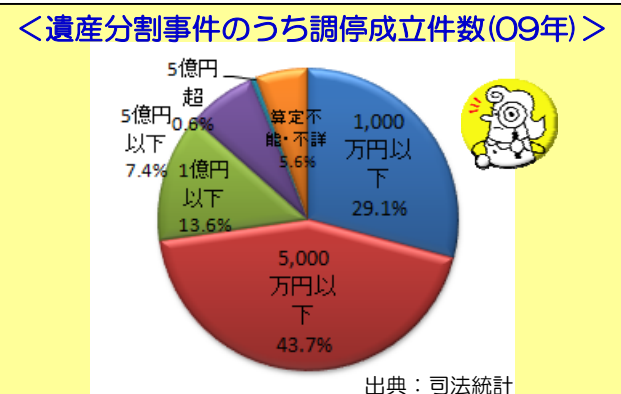
ついつい「我が家は家族仲もいいし、もめるはずがない」と考えがちですが、実際には世間の“相続争い”は増加傾向に。

全国の家裁判所での遺産分割調停件数は年々増加し、09年には1万1,432件とついに1万1千件の大台を突破。その一方で、もめないための遺言作成数も増え続け、09年には公正証書遺言作成数が10年前の約3割増の7万7,878件になりました。



●どんな家庭がモメている?

09年に遺産分割調停が成立した案件では、遺産1千万円以下が約3割、同5千万円以下の家庭が4分の3を占めていることが明らかに。



遺産5千万円なら相続税の基礎控除以下で非課税となる水準。相続争いは決してお金持ちだけのものでなく、ごく一般的な家庭で起きていることがわかります。

<骨肉の「相続争い」の一例>

- 店は長男が継ぎ、親と同居。他に財産なし。
→兄弟が財産を要求し、長男は自宅を売却！
- 自宅しかないが、最期を看取った長男夫婦に。
→遺言で自宅を相続した長男は、兄弟からの遺留分請求で自宅を売却！
- 自宅とアパートは妻の老後に。
→子が法定相続を主張し、妻はアパート売却！
- 妻に自宅を、会社は長男に。
→兄弟が自社株3等分を主張し、支配権を握られた長男は最後は会社から追放！



これで安心！モメない対策



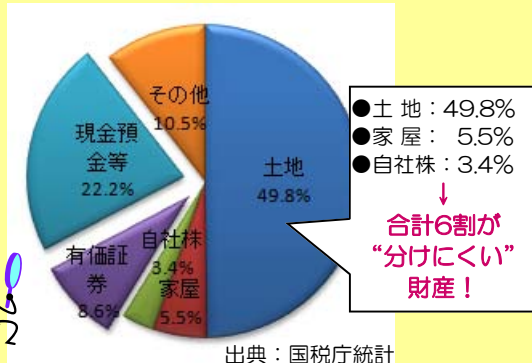
●ポイントは分けやすい財産！



09年分相続税申告の財産の内訳をみると、土地・家屋、自社株などの“分けにくい”財産が6割を占め、現預金や有価証券などの“分けやすい”財産は3割にとどまっています。

申告1件あたりの相続人約3人で、分割しにくい財産を平等に分けるのは至難の業。ここに“争続のタネ”が隠されているのです。

<相続財産の種類別内訳(09年)>



●生命保険で“想い”を伝える！



モメない対策には、生命保険が非常に有効なツールになります。自分を被保険者、家族を受取人に加入した「死亡保険金」は、相続発生時には『受取人固有の財産』として直接指定した家族に支払われ、遺産分割の対象外に。受取人として指定するだけで、自分の想いを保険金に託して伝えられます。

しかも保険金には、相続税の計算上、法定相続人1人あたり500万円の非課税枠(妻と子2人なら1,500万円まで非課税)があるため、

同じ金額を“現預金”で持っているより、断然おトクです。

<高齢や持病ありでも加入できる！>

生命保険が有利とは判っていても、高齢や持病のため保険加入をあきらめている方も多いのでは？ そんな方に朗報が。最高90歳まで健康診査いらずで加入できる終身保険もあります。是非、相続対策の専門家に相談してみてください。

●思い切って財産組み替えも！



評価の高い自宅が財産の大半を占め、分けられる財産確保が難しいなら、思い切って自宅を売却し、分けやすい財産に組み替えるのも一法。一軒家暮らしは、庭の手入れなど思いの外手間がかかるもの。自宅売却資金で、使い勝手の良いマンション、賃貸用不動産、生命保険、金融資産に組み替えれば、老後も相続も安心です。

●遺言は家族へのメッセージ！



家族への想いを込めて1人1人に財産を残すには、やはり「遺言」が一番です。とはいえ、ポイントを踏まえずやみくもに作成すると、かえって争いの元になりかねません。十分に検討しながら進めましょう。

<遺言作成のポイントは？>



- 遺言がなければ「法定相続分」の権利が！
→もし遺言がなければ、各人が「法定相続分」を主張できることに！
- 誰かに全部あげたくても「遺留分」に配慮！
→「遺留分」を侵害する場合には、遺留分相当の財産を請求される恐れが！
- コストはかかるが「公正証書」が安心・確実！
→自筆は手軽だが無効になる恐れあり！
- 「付言事項」で家族への想いを！
→家族へのメッセージを自由に残せる「付言事項」を活用しよう！

生前贈与で賢く節税



●どうなる？相続税改正



相続税制は、非課税枠の基礎控除(5,000万円+1,000万円×法定相続人数)を4割圧縮し(3,000万円+600万円×法定相続人数)、最高税率を50%から55%に引き上げる改正案が出されていましたが、与野党合意に至らず仕切り直しに。現状では、いっそのこと基礎控除をゼロにしようという話まで浮上し、相

相続税大増税は必至の情勢です。そこで、永年築き上げた財産を守る生前贈与対策のポイントをご紹介します。

●贈与と相続どちらが有利？

生前贈与がよいのか、相続まで待って引き継ぐのがよいのかは、判断に迷うところです。そんな時は、相続税の「限界税率」を活用しましょう。相続税率は財産が増えるほど高くなるので、財産総額によって生前贈与が有利になる分岐点は違ってきます。

●生前贈与が有利になる分岐点

妻と子2人で2億5千万円の財産を相続する場合、相続税の限界税率は25%（配偶者税額軽減前）となります。この税率を贈与税率と比べると、贈与税率が20%の400万円（基礎控除前510万円）までなら、生前贈与が有利なのです。ある程度の財産をお持ちの方は、贈与税の基礎控除110万円以下の贈与にこだわらず、損益分岐点を意識した贈与を行うことが有効な対策に。

＜相続税の限界税率＞ (単位：万円)			＜贈与税率＞	
財産総額 (課税価格)	妻・子2人		贈与財産 (基礎控除後)	税率
	税額	限界税率		
10,000	200	10.0%	～200万円	10%
15,000	926	17.5%	～300万円	15%
20,000	1,900	22.5%	～400万円	20%
25,000	3,150	25.0%	～600万円	30%
30,000	4,600	35.0%	～1,000万円	40%
40,000	8,100	35.0%	1,000万円超	50%
50,000	11,700	40.0%		
100,000	33,300	45.0%		

(注) 配偶者税額軽減前の税額

●年末年始は贈与のチャンス！

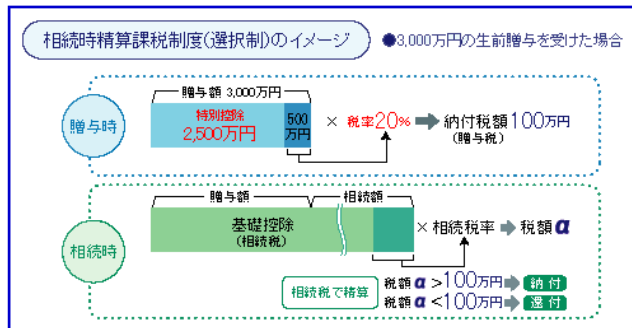
贈与税は暦年課税で、年が変わると課税年度も変わるため、年末年始は短期間にまとまった贈与を行う絶好のチャンスです。例えば、クリスマスとお正月に各々310万円を贈与すると、わずか40万円の贈与税負担で手取り580万円を贈与できることに。

もらった資金を海外分散運用などで殖やせば、贈与効果はさらに広がります。

●「大型贈与」は有利？

65歳以上の親から20歳以上の子への贈与

が2,500万円まで非課税の大型贈与特例、「相続時精算課税制度」。一見お得そうですが、使い方次第で有利にも不利にもなるため、利用にあたっては十分な検討が必要に。



●“値上がりする財産”が鍵！

大型贈与特例で贈与した財産は、相続財産に加えて相続税を計算しますが、「贈与時の評価額」で加えるため、将来“値上がりする財産”の贈与がポイントです。具体的には、★現金を贈与して分散運用で子の財産を殖やす、★評価上昇が見込まれる自社株を贈与する、★収益物件を贈与して子に家賃収入を移転するなどが有効に。

贈与後に増えた部分には相続税がかからず、直接子の財産のため、節税メリットが。

一方、住宅取得資金を贈与した場合には、「不動産の評価は、贈与した“現金”よりダウンする」ため、大型贈与特例の利用はあまりお勧めできません。

●基礎控除110万円は使えず！

いったん大型贈与特例を選択すると、贈与税(暦年課税)の基礎控除年110万円は使えなくなるので、ご注意を。基礎控除を使えば、10年なら1,100万円、20年なら2,200万円を無税で贈与でき、相続時の精算も不要です。結果的には暦年贈与の方が得だったという結果になりませんように。

●思い立ったが吉日！

相続対策を始めるのに、早すぎることはありません。相続間近になってできる対策には限界があるため、“思い立ったが吉日！”です。まずは、現状把握が第一歩、ざっと財産を洗い出し相続税を試算してみましょう。

税制は年々複雑になり、思わぬ落とし穴も多いもの。財産評価と相続税の試算、具体的な対策の立案は税理士などの専門家にご相談を。